追加 1-4 公的医療保険

国民健康保険

サラリーマン以外の居住者(原則75歳未満)は国民健康保険へ加入します。保険者は各市区町 村ですが、地域の業種ごとで設立された国民健康保険組合も保険者となって運営しています。

以下、追加原稿です。

なお、健康保険では業務上の疾病、負傷は保険給付の対象外となりますが、国民健康保険では対 象としています。

健康保険の給付

(4)傷病手当金(国民健康保険では、ほとんど実施されていません)

▼傷病手当金

どんなとき給付?	病気やけがで働けなくなり、給与が支払われない、あるいは減額さ
	れたケースに支給
いつから・いつまで?	仕事を休んだ日から連続(通算ではない)して3日間の後、4日目
	以降の仕事に就けなかった日に対して最長1年6カ月まで支給。
支給額は?	病気やけがで休んだ期間、1日につき、標準報酬日額の3分の2に
	相当する額。ただし、給与の支払いがあっても、傷病手当金
	の額よりも少ない場合は、その差額を支給する

赤字が追加原稿です。